

令和 7 年 4 月 1 日

大阪広域水道企業団
藤井寺水道センター

・ 令和 7 年度 メーター負担金（メーター口径 50mm 以上）

大阪広域水道企業団水道事業給水条例第 20 条第 3 項及び大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程第 13 条第 1 項の規定により、メーター口径が 50mm 以上の給水装置の新設又は改造（メーターの口径が同じ場合を除く。）に係る令和 7 年度のメーター負担金の額を次のとおり定める。

口径	メーター負担金（内消費税等相当額）	
φ 50mm	115,170 円	(10,470 円)
φ 75mm	152,900 円	(13,900 円)
φ 100mm	197,670 円	(17,970 円)

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)